

(その1)

収支報告書

令和5年分 / 開催分

(ふりがな) はまだやすかずこうえんかい /

1 政治団体の名称 浜田靖一後援会 /

2 主たる事務所の所在地 木更津市新宿1-3, 柴野ビル2階 /

3 代表者の氏名 (姓) (名)
小泉 義弥 /

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
岩崎 慶子 /

事務担当者の氏名 (姓) (名)
岩崎 慶子

(電話) 0438-23-5432

(電話)

(電話)



336930

0

T

I

4/8

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 /

資金管理団体の指定の有無 /	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 浜田 靖一
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	14,639,807
(前年からの繰越額)	4,639,787
(本年の収入額)	10,000,020
支 出 総 額	3,440,871
翌年への繰越額	11,198,936

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	10,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	10,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	10,000,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	20	,
	合 計	20	,

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	至幸会	5,000,000	R5/11/28	東京都千代田区永田町2-1-2-315	浜田靖一		
2	至幸会	5,000,000	R5/12/25	東京都千代田区永田町2-1-2-315	浜田靖一		
3	(小計)	10,000,000					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
その他の寄附		0					
合 計		10,000,000					

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	917,170 /	0	
(4) 事 務 所 費	480,475 /	0	
小 計	1,397,645 /	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,043,226 /	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	1,000,000 /	0	
小 計	2,043,226	0	
合 計	3,440,871 /		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	ガソリン代	18,742	R5/1/26	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	
2	ガソリン代	16,968	R5/1/26	共栄海運(株)	木更津市潮見3-14-1	
3	ガソリン代	10,898	R5/2/28	共栄海運(株)	木更津市潮見3-14-1	
4	ガソリン代	15,154	R5/2/28	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	
5	ガソリン代	12,940	R5/3/28	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	
6	ガソリン代	10,566	R5/3/28	共栄海運(株)	木更津市潮見3-14-1	
7	ガソリン代	22,876	R5/4/26	共栄海運(株)	木更津市潮見3-14-1	
8	ガソリン代	25,007	R5/4/26	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	
9	ガソリン代	18,115	R5/5/26	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	
10	ガソリン代	29,229	R5/5/26	共栄海運(株)	木更津市潮見3-14-1	
11	ガソリン代	20,731	R5/6/27	共栄海運(株)	木更津市潮見3-14-1	
12	ガソリン代	30,413	R5/6/27	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	
13	ガソリン代	27,222	R5/7/26	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	
14	ガソリン代	21,848	R5/7/26	共栄海運(株)	木更津市潮見3-14-1	
15	ガソリン代	28,150	R5/8/29	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	
16	ガソリン代	11,050	R5/8/29	共栄海運(株)	木更津市潮見3-14-1	
17	ガソリン代	34,468	R5/9/26	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	
18	ガソリン代	39,727	R5/10/27	共栄海運(株)	木更津市潮見3-14-1	
19	ガソリン代	30,511	R5/10/27	(有) 秋山石油店	館山市稲375-1	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費		
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
20	ガソリン代,	26,247	R5/11/28,	(有) 秋山石油店,	館山市稲375-1	
21	ガソリン代,	55,146	R5/11/28,	共栄海運(株),	木更津市潮見3-14-1	
22	ガソリン代,	26,972	R5/12/26,	(有) 秋山石油店,	館山市稲375-1	
23	ガソリン代,	48,116	R5/12/26,	共栄海運(株),	木更津市潮見3-14-1	
24						
	その他の支出	336,074				
	合 計	917,170				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費		
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電話料金	16,440	R5/1/4	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
2	電話料金	17,736	R5/1/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
3	電話料金	16,390	R5/2/28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
4	電話料金	16,082	R5/3/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
5	電話料金	16,962	R5/5/1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
6	電話料金	16,313	R5/5/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
7	電話料金	16,788	R5/6/30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
8	政治資金監査料	55,000	R5/7/26	大隅義一	木更津市岩根4-6-29	
9	電話料金	16,236	R5/7/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
10	電話料金	16,533	R5/8/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
11	電話料金	16,805	R5/10/2	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
12	受信料	12,276	R5/10/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
13	電話料金	16,586	R5/10/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
14	電話料金	17,494	R5/11/30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-20-70	
15						
	その他の支出	212,834				
	合 計	480,475				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	飲食代,	43,020	R5/2/23,	(有)若 奈,	袖ヶ浦市神納809-8,	
2	佃煮代,	20,000	R5/3/14,	岩崎物産(有),	木更津市中央2-2-9,	
3	年会費,	30,000	R5/4/28,	木更津ポリューム会,	木更津市中央1-3-24 (株)大鳥ほけん内,	
4	食事代,	12,947	R5/5/26,	(株)たからや,	木更津市中央2-3-4	
5	会費,	24,000	R5/8/29,	富津ライオンズクラブ,	富津市川名1600-1 丸井建設工業内	
6	お菓子代,	10,692	R5/10/16,	とらや 赤坂店,	東京都港区赤坂4-9-22,	
7	飲食代,	70,046	R5/11/28,	(株)たからや,	木更津市中央2-3-4	
8	会費,	15,000	R5/12/8,	新春賀詞交歓会事務局,	千葉市中央区中央4-14-10 千葉日報社	
9	会費,	15,000	R5/12/10,	千葉県連合若鷺会,	千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林組合内	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	802,521				
	合 計	1,043,226				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	貸付金	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	貸付金 /	1,000,000	R5/12/23	浜田敏之,	君津市常代1-7-20-201,	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		0				
合 計		1,000,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 4月 1日

政治団体の名称 浜田靖一後援会

会計責任者の氏名 岩崎 慶子



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和 6年 2月19日、

浜田靖一後援会

代表 小泉 義弥 殿

登録政治資金監査人 大 陽 義 一

登 録 番 号 第 2663 号

研 修 修 了 年 月 日 平成21年6月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、浜田靖一後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、浜田靖一後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定

する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

浜田靖一後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、浜田靖一後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上